

着手日を指定した工事の手持ち工事対象の拡大について 【平成27年4月1日施行】

1. 改正の目的

- ・ 技術者不足への対応として、限られた技術者の効率的配置を可能にし、円滑な施工確保の促進を目的に、契約から一定期間（60日以内）は工事着手せず、配置技術者（主任技術者又は監理技術者）の専任配置を要しない工事（以下「着手日を指定した工事」という。）を、震災時の特例として、平成25年度から試行してきました。
- ・ その際に、着手指定日までの間、入札公告に付した工事と配置技術者を兼ねることができる手持ち工事の対象を、宮城県が発注する工事に限定した取り扱いとしてきましたが、建設業団体等からの要望を踏まえ、この度、手持ち工事の対象を宮城県以外が発注する工事に拡大いたします。

2. 改正の概要

- ・ 着手日を指定した工事における配置技術者が兼任することを認める手持ち工事の対象を、宮城県以外が発注する工事に拡大します。
- ・ その際、入札者に対し、入札参加時に着手指定日までに工事着手できなかった場合（配置予定技術者の専任配置が出来なかった場合）は契約解除となり違約金を求められても異議が無い旨の誓約書の提出を求めます。

【現行】

		開札日	契約日	着手日(契約後60日以内)
入札に付した県工事 (着手日を指定した工事)		専任を必要としない期間		専任期間
手持ち工事	県発注工事	手持ち工事が有っても良い		
	県以外の発注工事	開札日において手持ち工事が無いこと		

【改正】詳細は「別紙-1」参照

		開札日	契約日	着手日(契約後60日以内)
入札に付した県工事 (着手日を指定した工事)		専任を必要としない期間(誓約書)		専任期間
手持ち工事	県発注工事	手持ち工事が有っても良い		
	県以外の発注工事			

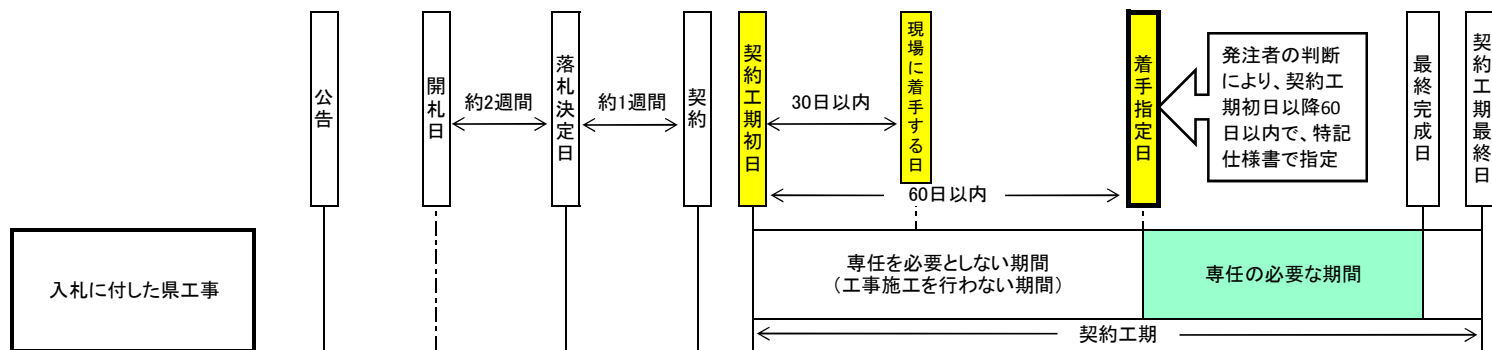
3. 施行日

平成27年4月1日以降に公告又は通知する案件から適用

【問合せ先】

宮城県出納局契約課工事契約班
電話：022-211-3336
FAX：022-211-3399
E-mail：keiyakk@pref.miyagi.jp

現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例 手持ち工事対象の拡大について



入札に付した県工事

手持ち工事	原則	最終完成検査結果通知日及び完成検査の「合格」を確認する。
	特例(試行) ※入札に付した工事の特記仕様書に着手日の指定がある場合	最終完成検査結果通知日及び完成検査の「合格」を確認する。

【工期延期により「指定着手日」までに配置できない場合の措置】

【手持ち工事が宮城県発注工事の場合】		
区分	措置	
受注者の責による場合(※1)	契約解除、違約金徴収、指名停止	
上記以外の場合(※2)	他技術者の配置が可能	配置技術者の変更承認
	他技術者の配置が不可能	着手指定日の変更承認
※1 受注者の責による場合の例		
<ul style="list-style-type: none"> 手直しによる履行遅延 手持ち工事側で指名停止の対象、等 		
※2 上記以外の場合の例		
<ul style="list-style-type: none"> 発注者の都合による工期延期や災害等による不可抗力、等 理由書や変更契約書により確認する。 		

- ・入札公告に示す資格要件、専任性を審査
- ・特例の場合は「着手指定日」における専任制を審査
- ・「配置技術者届」により、現在の手持ち工事の状況、着手指定日を確認する。
- ・現場代理人についても、配置技術者と同一の取扱いとする。

【手持ち工事対象拡大に伴う追加措置】

- ・入札者に対し、入札参加時に着手指定日までに工事着手すること及び着手できなかった場合は、契約解除となり、違約金を求められても異議が無い旨の誓約書の提出を求める。

※適用拡大

【手持ち工事が宮城県以外の発注工事の場合】	
区分	措置
<ul style="list-style-type: none"> ・入札者が着手指定日までの工事着手を誓約の上入札参加していることから、着手指定日までに技術者を配置出来ない事は認めない(契約解除、違約金徴収、指名停止)。ただし、災害等不可抗力による場合を除く。 	